



# 再審法改正の現状と問題点

# Kollect京都法律事務所 弁護士 鴨志田祐美



## 経歴

1962年生まれ。神奈川県出身。早稲田大学法学部卒業後、会社員、主婦（母親）、予備校講師を経て、2002年、40歳で司法試験合格

- ・ 2004年鹿児島県弁護士会に登録  
2021年4月より京都弁護士会に移籍
- ・ 現在、日本弁護士連合会 再審法改正推進室長  
大崎事件第5次再審弁護団共同代表  
法制審議会 刑事法（再審関係）部会委員

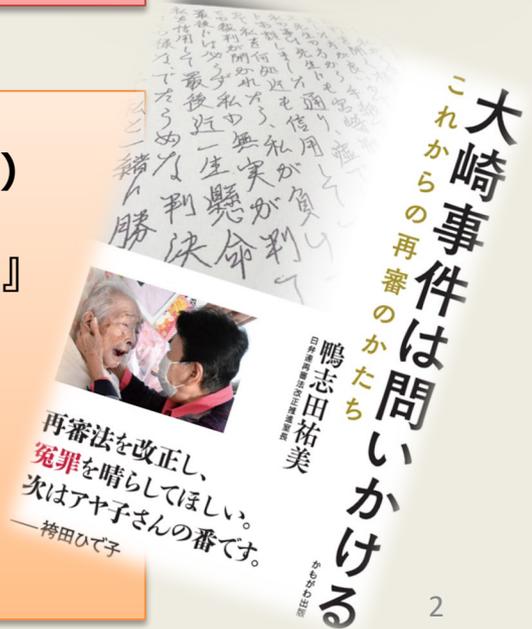
## 著書

『大崎事件と私：アヤ子と祐美の40年』（LABO、2021年）

『見直そう！再審のルール：この国が冤罪と向き合うために』（共編著。現代人文社、2023年）

『再審弁護人のベレー帽日記』（創出版、2025年）

『大崎事件は問いかける—これからの再審のかたち』（かもがわ出版、2025年）



# 浮き彫りになる再審法の不備～袴田事件～

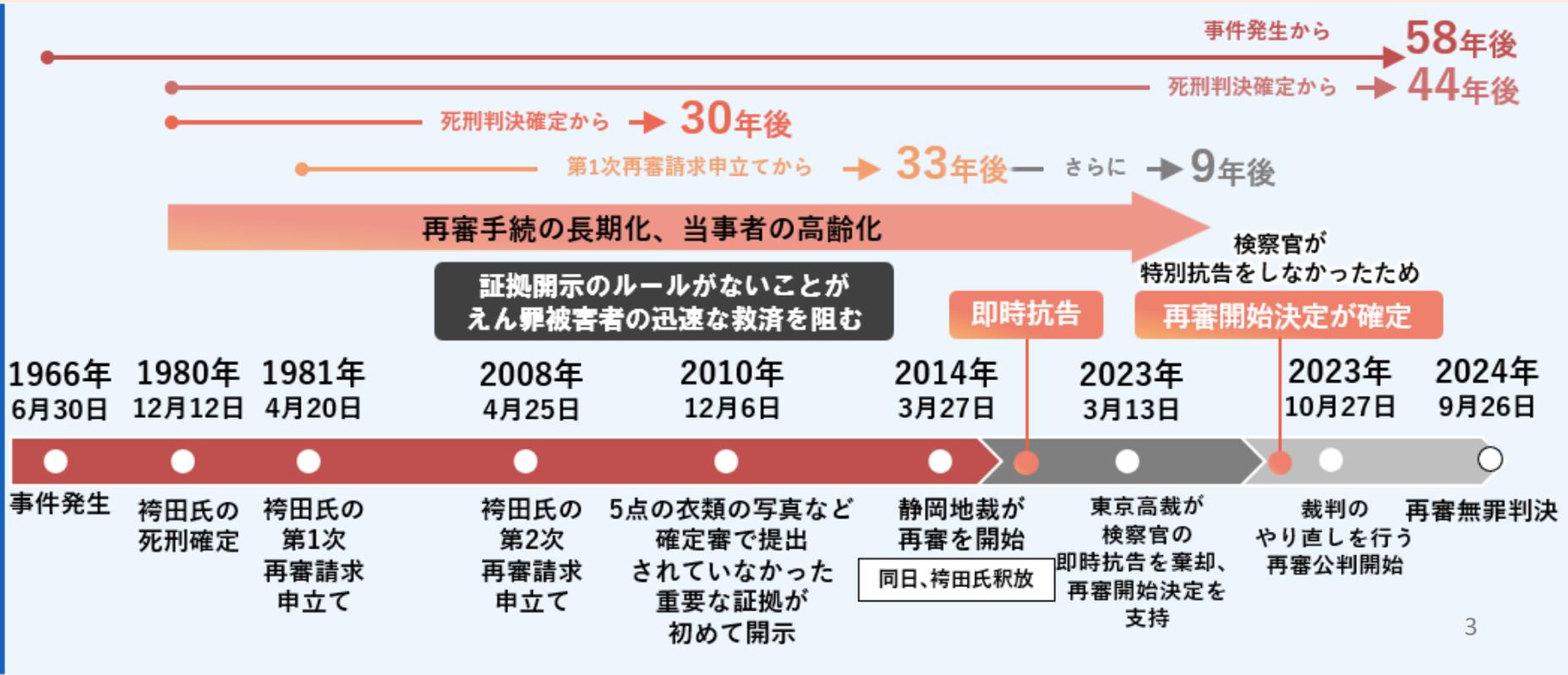
## ●証拠開示ルールの不在

- ・第2次再審請求審で初めて袴田さんの無実を示す証拠が多数開示  
→事件から**44年後**、死刑確定から**30年後**

## ●再審開始決定に対する検察官の抗告(不服申立て)

- ・2014.3静岡地裁の再審開始決定に対し検察官が即時抗告  
→東京高裁の取消し、最高裁の破棄差戻しを経て**9年後**に再審開始確定

再審法の不備により長期化した袴田事件



# 「5点の衣類」のカラー写真



# 浮き彫りになる再審法の不備～福井女子中学生殺害事件～

## ● 証拠開示の経緯

- ・ 第1次再審…弁護団の再三にわたる証拠開示請求により、2007年に物証、2009年に供述調書の開示勧告…合計95点の証拠が開示
- ・ 第2次再審…検察官は当初任意開示を拒否、裁判所の「命令を出す用意がある」により新たに**287点**の証拠開示…**明白な新証拠と認定されたのは全て開示証拠**

## ● 繰り返された検察官上訴

- ・ 確定審…一審（福井地裁）**無罪判決**(1990)  
→検察官控訴により控訴審（名古屋高裁金沢支部）で逆転有罪判決(1995)
- ・ 第1次再審…請求審（名古屋高裁金沢支部）**再審開始決定**(2011)  
→検察官の異議申立により異議審（名古屋高裁）で再審開始取消し(2013)



再審手続の長期化、当事者の高齢化（請求人は60歳）



再審法の不備により長期化した福井事件

# 浮き彫りになる再審法の不備～日野町事件～

## ● 証拠開示の経緯

- ・ 第1次再審…検察官に送致された公判未提出証拠の一覧表が開示
- ・ 第2次再審…警察から検察に送致されなかった（未送致）写真ネガなどの重要な証拠が多数開示

## ● 繰り返された検察官抗告

- ・ 地裁・高裁で重ねられた再審開始決定に検察官が抗告を繰り返し、最高裁まで争った4件め（布川、松橋、大崎、日野町）の事件
- ・ 地裁の再審開始決定から**7年7か月後**、ようやく再審開始が確定



# 浮き彫りになる再審法の不備～大崎事件～

## ●裁判所ごとの「再審格差」

- ・ 第2次請求審（鹿児島地裁）…証拠開示**ゼロ**
- ・ 第2次即時抗告審（福岡高裁宮崎支部）…**213点**の証拠開示
- ・ 第3次請求審（鹿児島地裁）…ネガフィルム**18本**が**初めて**開示

## ●検察官による「再審妨害」

- ・ 3度の開始決定すべてに検察官が抗告
- ・ 最初の再審開始決定から**24年**が経過



再審手続の長期化、当事者の高齢化（事件本人は98歳）



## ～鹿児島県警「刑事企画課だより」(令和5年10月2日)～

※ 最近の再審請求等において、裁判所から警察に対する関係書類の提出命令により、送致していなかった書類等（以下「未送致書類」という。）が露呈する事例が発生しています。

この場合、「警察にとって都合の悪い書類だったので送致しなかったのではないか」と疑われかねないため、未送致書類であっても、不要な書類は適宜廃棄する必要があります。

※ 再審や国賠請求等において、廃棄せずに保管していた捜査書類やその写しが組織的にプラスになることはありません!!



**証拠開示の前提として、  
証拠・記録の「保管」に関するルールも整備すべき!!!**

## 残された時間は・・・



事件当時のアヤ子さん  
(52歳)

現在のアヤ子さん  
(98歳)



# ～再審法改正の現在地(2025年1月末日現在)～

## ★国会の動き

2024.3.11 超党派による国会議員連盟発足

- ・ 設立時の入会議員134名

217通常国会終了時  
388名

## ★地方自治体からの賛同

- ・ 28道府県議会（北海道、岩手、秋田、宮城、栃木、群馬、埼玉、山梨、静岡、長野、岐阜、三重、愛知、石川、富山、福井、大阪、京都、滋賀、奈良、和歌山、兵庫、岡山、広島、徳島、福岡、佐賀、鹿児島）を含む**862議会**  
→国会に対し、再審法改正を求める意見書を採択
- ・ 茨城県知事、静岡県知事、山梨県知事、石川県知事、奈良県知事、札幌市長、静岡市長、浜松市長、東京23区の5区長など**243首長**  
→再審法改正への賛同を表明

## ★各種団体からの賛同

- ・ 日本労働組合総連合会、全国労働組合総連合、全国労働組合連絡協議会、社団法人アムネスティ・インターナショナル日本、日本ペンクラブ、自由法曹団、民主法律家協会など、約**1006団体**が再審法改正に賛同を表明



# 野党6党が提出した「刑事訴訟法の一部を改正する法律案」

(第217回国会衆法第61号)

## 再審請求審等における裁判官の除斥及び忌避 (法20条、26条)

- ・ 裁判官は、再審の請求の事件〔再審請求審及び再審公判〕について、当該再審の請求に係る被告事件の裁判〔原審〕又はその裁判の基礎となった取調べに関与したときは、職務の執行から除斥される
- ・ 裁判官が職務の執行から除斥されるべきとき又は不公平な裁判をするおそれがあるときは、再審請求人等は、これを忌避することができる

## 再審請求審における手続規定の整備 (法444条の2及び3)

- ・ 再審の請求を受けた裁判所は、必要があると認めるときは、再審請求人等の申立てにより又は職権で、再審の請求の手続の期日を指定し、又は変更することができる
  - ※期日には、検察官を出席させることができる
  - ※再審請求人等及び出席する検察官に対する期日の通知義務
- ・ 期日においては裁判長が手続を指揮する
- ・ 期日における手続については、裁判所規則の定めるところにより、調書を作成しなければならない

# 野党6党が提出した「刑事訴訟法の一部を改正する法律案」

(第217回国会衆法第61号)

## 再審請求審における証拠の開示命令（法444条の4ないし6）

### 請求による証拠開示命令（法444条の4）

- ・再審の請求を受けた裁判所は、再審請求人等から検察官が保管する当該再審の請求に係る被告事件に関する証拠（公務員が職務上現に保管し、検察官において入手が可能であるものを含む。）及び送致書類等目録（事件の送致に関する準則に基づき司法警察職員が職務上作成することを義務付けられている書面であって、送致された全ての書類及び証拠物についてその標目、品名等を記載したものをいう。）（以下「証拠等」という。）について開示の請求があった場合には、再審の請求が不適法であるとき又は再審の請求に理由がないことが明らかなきを除き、開示の必要性の程度並びに開示によって生じるおそれのある弊害の内容及び程度を考慮して相当と認めるときは、決定で、検察官に対し、当該証拠等の開示を命じなければならない

※裁判所による開示の時期、方法、条件の指定権

※検察官への求意見義務

※再審請求人への閲覧権、弁護士への閲覧・謄写権の保障

※証拠開示命令に対する即時抗告権

# 野党6党が提出した「刑事訴訟法の一部を改正する法律案」 (第217回国会衆法第61号)

## 再審請求審における証拠の開示命令（法444条の4ないし6）

### 職権による証拠開示命令（法444条の5）

- ・ 再審の請求を受けた裁判所は、検察官が保管する当該再審の請求に係る被告事件に関する証拠等について、開示の必要性の程度並びに開示によって生じるおそれのある弊害の内容及び程度を考慮して相当と認めるときは、職権で、決定で、検察官に対し、当該証拠等の開示を命じることができる
  - ・ 裁判所による開示の時期、方法、条件の指定権
  - ・ 検察官への求意見義務
  - ・ 再審請求人への閲覧権、弁護人への閲覧・謄写権の保障
  - ・ 証拠開示命令に対する即時抗告権

### 証拠の提示命令（法444条の6）

- ・ 再審の請求を受けた裁判所は、一又は二の決定をするに当たり、必要があると認めるときは、検察官に対し、証拠等の提示を命じることができる  
この場合においては、裁判所は、何人にも、当該証拠等の閲覧又は謄写をさせることができない

# 野党6党が提出した「刑事訴訟法の一部を改正する法律案」

(第217回国会衆法第61号)

## 再審開始決定に対する検察官の不服申立ての禁止 (法450条の2)

- ・ 検察官抗告の例外なき禁止  
(通常抗告、即時抗告、特別抗告及び異議申立てのすべてについて、再審開始決定に対する検察官の不服申立てを禁止)

## 検討 (附則2条)

- ・ 検討課題  
「捜査において収集した証拠のリスト作成及び保存」  
「再審請求前の証拠開示手続の整備」  
  
⇒改正法施行後3年を目途として、上記の項目の在り方に検討を加え、その結果に基づいて必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする、との附則的規定

# 議員立法による再審法改正案提出までの経緯

## 議連案の確定から法案提出まで

- ・ 2025.5.28議連総会
  - 議連の承認により**法案確定**
  - 議連メンバーが所属する各政党の承認（**党内手続**）を2025.6.6までに終わることを申し合わせ

**BUT**

- ・ 自民党司法制度調査会が議連案の審議を拒否
  - …6.6時点で自民、公明、維新が党内手続未了

## 6.18 法案提出

- ・ 野党6党（立民、国民、共産、れいわ、社民、参政）による共同提案
  - 衆議院法務委員会に付託、継続審議

## 今後の見通し

- ・ 秋の臨時国会でも継続審議に→2026.1.23衆議院解散で**廃案**
- ・ 2026年の特別国会で再提出されれば、法制審の答申を経た閣法案とともに審議される可能性大
  - ①議連案を先行成立
  - ②与党による閣法案の事前審査の段階で議連案の趣旨を踏まえた大幅修正
  - ③国会審議の場での閣法案の大幅修正

# 法制審議会刑事法(再審関係)部会

## 法制審とは

- ・ 政令（法務省組織令）に基づき設置された法務大臣の諮問機関
- ・ 総会の委員（20名）は法務大臣が任命
- ・ 人事、予算、スケジュール管理、資料の調製はすべて

法務省

が担当

刑事法関係は法務省刑事局 = 検事（検察官）

## 今回設置された刑事法（再審関係）部会

### 【委員・幹事の構成】

- ・ 委員14名…裁判所 2、法務・検察2、警察 1、研究者 6、  
弁護士 3 《うち犯罪被害者関係1》
- ・ 幹事 9名…裁判所 1、法務省3、警察1、研究者 2、内閣法制局 1、  
弁護士 1
- ・ 関係官（法務省特別顧問） 2名

※弁護士と研究者のうちそれぞれ1名は元裁判官

冤罪被害当事者、一般有識者委員なし

# 法制審における議論状況

## 今回の諮問について

- ・ 諮問事項として列挙されたもの
  - ①再審請求審における検察官の保管する裁判所不提出記録の弁護人による閲覧及び謄写に関する規律
  - ②再審開始決定に対する不服申立てに関する規律
  - ③再審請求審における裁判官の除斥及び忌避に関する規律
    - ※超党派議連の「要綱案」に盛り込まれた項目と重複
- ・ 法務大臣のコメント
  - 「法整備をするべきか否か、何か方向を決め打ちするということではない」

## 第1回会議における委員・幹事の発言にみる懸念

- ・ 「証拠開示」…何らかの法制化が必要とする意見で概ね一致
  - BUT** 刑事手続全体におけるバランス、三審制のもとでの「非常救済手続」、職権主義との整合性などの発言
- ・ 再審開始決定に対する不服申立ての禁止…検察官委員が消極意見表明
- ・ 開示証拠の目的外使用禁止規定
  - …再審請求における証拠開示規定を設けた場合、適用を明文化すべき

# 法制審における議論状況

## 第2回・第3回会議で実施されたヒアリング

第一回

【冤罪被害当事者（家族）と弁護士】

袴田ひで子さん、間光洋弁護士（袴田事件）

青木恵子さん、塩野隆史弁護士（東住吉事件）

【マスコミ関係者】

第三回

【元検察官】

田辺泰弘氏

【元裁判官】

中川博之氏

【犯罪被害者遺族、支援弁護士】

各参考人の発言時間は10分～20分程度

証拠開示の範囲を限定すべき、再審開始決定に対する抗告禁止には消極的とする意見が出される

## 異例のスピード審議

- ・ 部会では第1回会議（2026.4.21）から第18回会議（2026.2.2）までの9カ月あまりで答申案を採決

2026.2.12法制審総会において答申案承認→法務大臣に答申

# 法制審の議論に「No」を突きつける研究者、元裁判官たち

## ● 2025.11.26「再審法改正議論のあり方に関する刑事法学者の声明」

〔呼びかけ人17名  
賛同者118名  
…計135名の刑事法学者



## ● 2025.11.27「再審法の改正に関する意見」

青山学院大学 葛野尋之教授  
九州大学 田淵浩二教授  
國學院大學 中川孝博教授  
大阪大学 水谷規男教授



## ● 2025.12.4「再審法改正に関する元裁判官の共同声明」

〔呼びかけ人6名  
賛同者57名  
…計63名の元裁判官



# 「諮問第129号に対する答申」 ～再審法改悪に!?!～

## 「調査手続」（スクリーニング）を導入

- ・再審請求を受けた裁判所は、遅滞なく、その請求について調査し、再審の請求が理由のないものである場合には棄却決定をしなければならない  
→証拠開示も事実の取調べもせず、再審請求を「足切り」するための手続

改悪

## 証拠開示の「範囲」を限定

- ・開示の対象となる証拠を「再審の請求の理由に関連すると認められる」（再審請求人の提出する新証拠とそれに基づく主張）ものに限定  
→これまで裁判所の裁量で開示されていた証拠が出なくなるおそれ

改悪

## 開示証拠の目的外使用禁止規定の導入

- ・開示証拠を刑事裁判以外の目的で第三者やマスコミに提供することを禁止（罰則あり）  
→支援者の協力や世論の盛り上がりを得られない事態に

改悪

## 再審開始決定に対する検察官の不服申立て

- ・「答申案」に盛り込まれず→検察官の不服申立ては維持

# ～議員立法案と法制審案の違い(いわゆる証拠開示)～

## 議員立法案

### 再審請求人・弁護人への直接開示命令

⇒再審請求人は検察官保管証拠（送致書類等  
目録＝**証拠リスト**を含む）を閲覧できる  
（弁護人は閲覧・謄写できる）

- ・開示の対象となる証拠の範囲  
「再審の請求の理由に関連すると認められるもの」  
⇒再審請求理由におよそ関連しない証拠  
を除外する趣旨（**消極要件**）
- ・裁判所の職権（裁量）による証拠開示命令  
⇒開示を命じる証拠の範囲に限定なし

規定なし

## 法制審案

### 裁判所への提出命令

⇒再審請求人には閲覧権の保障なし  
（弁護人は裁判所で閲覧・謄写可）  
※証拠の一覧表は裁判所に対してのみ提示される

- ・開示の対象となる証拠の範囲  
⇒「再審の請求の理由に関連する」と認めら  
れる証拠で、提出の必要性、相当性のある  
ものに限られる（**積極要件**）
- ・裁判所の（職権）裁量による証拠提出命令  
⇒規定なし

- ・証拠の複製等の目的外使用禁止  
⇒再審請求人、弁護人は謄写した証拠の複製  
等を再審請求や再審公判の目的以外で第三  
者（支援者、マスコミ等）に提示、交付、  
提供してはならない  
⇒違反した場合**罰則あり**

# ～議員立法案と法制審案の違い(検察官抗告・調査手続)～

## 議員立法案

再審開始決定に対し、検察官は即時抗告、異議申立て、特別抗告のいずれもできない(検察官抗告の全面廃止)

### 規定なし

※再審請求人の請求による証拠開示を命ずる際の要件として、以下の点が個別に判断される

- ①再審の請求が不適法であるとき
- ②再審の請求に理由がないことが明らかなき

## 法制審案

### 改正なし

(従来どおり再審開始決定に対する検察官の抗告を認める)

再審請求を受けた裁判所は遅滞なく調査を行い、以下の場合には再審請求を棄却しなければならない(いわゆるスクリーニング)

- ①法令上の方式違反
- ②請求権の消滅後にされた再審請求
- ③請求理由が明らかに刑訴法435条、436条1項に該当しないとき
- ④その他再審の請求の理由がないことが明らかであると認めるとき

※スクリーニングを通過しなければ、証拠の提出命令や事実の取調べを行うことができない

## 2026年の通常国会で、**国会主導＝議員立法**による再審法改正を！

審理の長期化で、再審を求める者の命が尽きようとしている

- 大崎事件（過去に3度の再審開始→検察官抗告により取消）  
…元被告人の原口アヤ子氏は98歳
- 名張事件（2005.4に再審開始→検察官の異議申立てにより取消）  
…元被告人の奥西勝氏は89歳で死去、再審請求人となった妹は96歳
- 狭山事件（2006.5から第3次再審請求）  
…2025.3.11元被告人の石川一雄氏の死去により審理終了

国会は「唯一の立法機関」

- 「刑訴法の改正は法制審での議論を経て閣法によるべき」  
…閣法によることを義務付ける法的根拠なし
- 憲法41条「**国会は、国権の最高機関であって、国の唯一の立法機関**」  
…法制審の答申に拘束されることなく、冤罪被害者を迅速・確実に救済できる法案に修正して成立させるべき



法制審の答申による「再審法改悪」を阻止せよ！

ご清聴ありがとうございました。

再審弁護人がゆく！

# 鴨志田 ちゃんねる

再審制度ってなに？



ここから飛べるよ→

